

第2回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

1 開催月日 5月9日（金）午後2時00分

2 開催場所 袖ヶ浦市農業センター講習室

3 定数及び現員数 定員16名 現員16名

4 出席委員 14名

1番 藤城安男	2番 鈴木昭雄	3番 注連野千佳代
5番 柴寄正博	6番 倉田一夫	7番 吉田悟
8番 山田一宏	9番 浦野和幸	10番 切替絵美
11番 高橋広幸	13番 石川和利	14番 渡邊美代子
15番 笹生篤	16番 泉類岩男	

5 欠席委員 2名

4番 長島正人、12番 石渡正明

6 出席事務局職員 4名

平野事務局長 石井副主幹 鈴木主査 尾崎主事

7 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 令和7年度第2次農用地利用集積計画書（案）の承認について

8 報告事項

（1） 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出関係

◎開 会

令和7年度5月9日午後2時00分 開会

○議長（注連野千佳代君） ただいまより、第2回農業委員会総会を開会します。

ただいまの出席委員は、16名中、14名出席ですので、会議は成立します。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。4番長島正人委員、12番石渡正明委員。

◎議事録署名委員の指名

○議長（注連野千佳代君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

7番吉田悟委員、8番山田一宏委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条にの規定による許可申請について

○議長（注連野千佳代君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

○議長（注連野千佳代君） 次に議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請を議題とします。

議案第1号整理番号1について事務局に説明を求めます。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

議案第1号整理番号1について、ご説明いたします。

議案1ページをご覧ください。

申請内容は、市内在住の個人が市外在住の個人から売買により所有権移転するものです。

総会資料2ページの位置図をご覧ください。

譲渡人は施設に入所しており、遠方で管理できないことから親族である譲受人へ売却したいとのことです。

譲受人は、30年以上前から申請地を耕作しており、また、自らが営農している畑に隣接し、耕作上便利であることから取得したいとのことです。

現地を確認いたしましたところ、現地は耕作されていました。

総会資料 3 ページから 9 ページに許可申請書、営農計画書を添付しております。

農地法第 3 条許可要件である、

①全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具等については、総会資料 5 ページの 8 をご確認ください。

特に問題はないと思われます。

②農作業常時従事日数につきましては、総会資料 5 ページの 6 をご確認ください。

基準となる 1 5 0 日以上従事しています。

③周辺地域との関係につきましては、総会資料 8 ページに記載されております。

総会資料 1 0 ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見、及び現地調査の報告を求めます。

6 番倉田一夫委員。

○6 番（倉田一夫君） 6 番倉田です。

4 月 2 2 日、事務局職員と現地を確認いたしました。

事務局の説明のとおり譲受人が既に作付を行っており、特に問題はないと思います。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第 1 号整理番号 1 について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第 1 号整理番号 1 については、許可と決定します。

次に、議案第 1 号整理番号 2 について、事務局に説明を求めます。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

議案第 1 号整理番号 2 についてご説明いたします。

議案 1 ページをご覧ください。

申請内容は、市外の個人が、市内在住の個人が所有する農地 1 筆を売買により取得し、新規就農しようとする案件です。

1 2 ページをご覧ください。

個人が農業に参入する場合の要件になります。要件に沿って説明いたします。

「1. すべての農地を効率的に利用すること」、機械や労働力等を適切に利用するための営農計画を持っているかについては、総会資料 1 7 ページに土地利用計画図、1 8 ページから 3 3 ページの営農計画書、農業経営実施計画書をご覧ください、確認してください。

農機具等につきましては、総会資料 1 4 ページ、2 0 ページに師事する農家の方から借用する農機具が記載されています。

「2. 必要な農作業に常時従事すること」については、総会資料 1 4 ページに農作業に従事する者は 2 名で師事する地元農家の方も一緒に 1 5 0 日従事する計画となっています。

2 1 ページに年間の作業計画が記載されています。

「3. 周辺の農地利用に支障がないこと」については、総会資料 1 6 ページに、集落活動への参加計画等については、2 3 ページに水路清掃、農道の草刈り、集落活動の予定についても把握しており、参加することについての了承を得ているとのことです。

以上のことから新規参入要件を満たしているものと思われます。

総会資料 3 4 ページに現地の写真を添付しております。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 本案件につきましては、運営員会案件でありますので、運営委員会委員長に、運営委員における審議の内容について、報告していただきます。

泉類運営委員会委員長。

○運営委員会委員長（泉類岩男君） 泉類です。

5月7日に開催した運営委員会での審議の結果について、ご報告させていただきます。

申請地は耕作するのに良い条件の農地であることから、営農計画にとらわれず、季節に応じた作物を多く栽培しても良いのではないかな等のアドバイスもありました。

審査の結果、営農意欲もあると認められることから、委員全員一致で許可すべきものと決定いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

○10番（切替絵美君） 10番切替です。

営農計画書について、作付時期がすべて7月頃となっていますが、サツマイモも同じ時期で大丈夫でしょうか。

また、収穫時期がすべて11月頃となっており、やり遂げられるでしょうか。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

あくまで計画であり、今後の目標として掲げているものとなります。

運営委員長の報告であったとおり、営農計画にとらわれず、季節に応じた作物を多く栽培しても良いのではないかな等のアドバイスもありました。

また、農作業の指導者に適宜アドバイスをもらいながら、少しずつ丁寧に進めていく意向でした。

○5番（柴寄正博君） 5番柴寄です。

譲受人の耕作面積は10アールのみでしょうか。

10アールの耕作面積で収支の関係は問題ないでしょうか。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

譲受人は、新規就農者となるため、耕作面積は10アールとなります。

譲受人は、会社員との兼業農家として農業に従事するとのこと。

○10番（切替絵美君） 10番切替です。

ジャガイモについて、種苗費、肥料農薬費と販売計画を計算すると、収支がマイナスになりますが、問題ないのでしょうか。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

他の作物との合計では、マイナスにならないよう営農計画書が作成されています。

○11番（高橋広幸君） 11番高橋です。

譲受人、譲渡人及び指導者はどのような関係性でしょうか。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

知り合った経緯まで伺っておりませんが、譲渡人も高齢となり、耕作放棄地になる可能性もあるため、農業意欲のある譲受人に協力したいと指導者から報告がされております。

○11番（高橋広幸君） 11番高橋です。

今回の申請地は、指導者の方が耕作されていたのでしょうか。

また、農機具等については、指導者から貸与するということでしょうか。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

申請地は譲渡人が管理していたとのこと。

農機具については、指導者が無償で貸与するとのこと。

○議長（注連野千佳代君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

○議長（注連野千佳代君） これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第1号整理番号2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第1号整理番号2については、許可と決定します。

次に議案第1号整理番号3について事務局に説明を求めます。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

議案第1号整理番号3について、ご説明いたします。

議案1ページをご覧ください。

申請内容は、市内在住の個人が市内在住の個人から贈与により所有権移転するものです。

総会資料35ページの位置図をご覧ください。

現地を確認したところ、現地は代かきされ、田植えができるようになっていました。

総会資料36ページから41ページに許可申請書、営農計画書を添付しております。

譲渡人は、高齢となり耕作できない為、贈与したいとのことです。

譲受人は、親戚であり、従前から耕作をまかされている田であることから申出を受けるとのことです。

農地法第3条許可要件である、

①全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具等の所有状況等については、総会資料37ページの8をご確認ください。

特に問題はないと思われます。

②農作業常時従事日数につきましては、総会資料37ページの6をご確認ください。

基準となる150日以上従事していることから、要件を満たしています。

③周辺地域との関係につきましては、総会資料40ページに記載されております。

総会資料42ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見、及び現地調査の報告を求めます。

5番柴寄正博委員。

○5 番（柴寄正博君） 5 番柴寄です。

3 月 2 6 日、事務局職員と現地を確認いたしました。

現地はすでに管理されており、すぐに田植えが行える状況でした。

特に問題はないと思います。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

○1 1 番（高橋広幸君） 1 1 番高橋です。

譲受人と譲渡人はどのような関係性でしょうか。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

ご親戚と伺っております。

○議長（注連野千佳代君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第 1 号整理番号 3 について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第 1 号整理番号 3 については、許可と決定します。

◎議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

○議長（注連野千佳代君） 次に、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請を議題とします。

議案第 2 号について、事務局の説明を求めます。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。

議案第2号について、ご説明いたします。

議案2ページをご覧ください。本件は、市内在住の個人が自己の所有する農地について、貸駐車場用地に転用しようとする案件です。なお、残地部分については、申請者本人が、畑として利用しております。

総会資料43ページの位置図をご覧ください。

申請地は、市街化区域に近接する農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料46ページの土地利用計画図をご覧ください。

駐車台数16台の貸駐車場用地に転用する計画です。

造成計画については、整地のみを行い、砕石を敷き均し、ロープで駐車スペースを区分けする計画です。

なお、登記地目が田であることから、申請代理人を通じて確認した結果、詳しい経緯は不明ですが、何年も前から畑として利用されているとのことでした。

排水計画については、汚水雑排水の発生はなく、雨水については、自然浸透となります。

所要資金については、全額自己資金により賄う計画となっております。

総会資料47ページに、不動産会社からの駐車場の需要見込みの資料を、48ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見、及び現地調査の報告となりますが、本日、4番長島正人委員に置かれましては、欠席となっております。長島委員から、意見及び現地調査の結果について書面にて報告がありましたので、読み上げます。

○議長（注連野千佳代君）

4月21日、事務局職員と現地調査を行いました。

申請地は、事務局から説明のあった場所で、住宅の建築が盛んに行われている場所です。

周辺農地への影響も少ないことから、特に問題ないと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第2号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第2号については、許可相当と決定します。

◎議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請を議題としますが、議案第3号整理番号1、議案第3号整理番号2については関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。

議案第3号の整理番号1及び2について、

同一事業となりますので、一括してご説明いたします。

議案3ページをご覧ください。

本件は、市内の法人が、市内在住の個人2名が所有する農地4筆の各一部、について、無償の貸し借りである使用貸借を行った上で、効率的な耕作地にするための農地造

成を行い、3年間の一時転用を行おうとする案件であり、土地の所在、権利関係等は、議案記載のとおりです。

総会資料49ページの位置図をご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料54ページの土地利用計画図をご覧ください。

申請地について、雨水が入り込みやすく、水はけの悪い土地となっていることから、埋立てを行い、平坦地とすることで、効率的な耕作地にするための農地造成を行う計画です。

総会資料55ページの排水計画平面図をご覧ください。

排水関連については、汚水雑排水の発生はなく、雨水については、素掘り側溝を設置することで、導水路を確保し、埋立て事業地内の下流部に沈砂池を設置することで、地区外への土の流出を防ぎます。

総会資料56ページから59ページの造成計画平面図及び横断図をご覧ください。

埋立てについては、最大5メートルの盛土を行い、天地返し方式により、1メートルの覆土を行う計画です。

工事中の防災計画については、必要に応じて、導水路や防災用の池を設けた上で大雨に備え、工事施工後は、法面保護のため、法肩に土堰堤を設ける計画です。

周辺農地への影響については、今回の申請地より標高の高い位置であり、上流にあるため、営農条件への影響はありません。

農地造成後の農地復元については、家庭菜園とする計画と果樹を作付けする計画となっており、総会資料60ページから65ページに作付け計画書、農地復元誓約書及び作付け誓約書を添付しております。

資金計画については全額自己資金で賄う計画です。

総会資料66ページから67ページに現地の写真を添付しております。

事務局からの説明は、以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（注連野千佳代君） 本案件につきましては、運営員会案件でありますので、運営委員会委員長に、運営委員における審議の内容について、報告していただきます。

泉類運営委委員会委員長。

○運営委員会委員長（泉類岩男君） 泉類です。

5月7日に開催した運営委員会での審議の結果について、ご報告させていただきます。

現地調査では、申請者と代理人などが出席し、農地の確認と事業説明を受けて、質疑応答を行いました。

主な内容は、埋め立てする高さについての質問や、家庭菜園となっている農地への進入路や、土砂を搬入する経路などについての質問がありました。

埋め立てについては、最大5メートルの盛土を行うとのことでした。

また、家庭菜園への進入路や、土砂を搬入する経路などについての質問がありました。

その際に、整理番号1の申請地の南側では、現在、地主が家庭菜園として耕作していることを確認しており、その高さまで、事業区域内が盛土されるということを確認しました。

次に、現地調査終了後の審査会では、事務局からの議案説明を受けた後、各委員から質問し、説明をいただきましたので、その主な内容について、ご報告します。

委員からは、再度、埋め立てについて関する質問があり、より詳しい説明として、現地を1メートル掘った上で、最大5メートルの建設発生土の盛土を行い、その上に、現地の1メートルの土砂を埋め立て、農地に復元するということでした。

また、雨水の排水などに関する質問があり、調節池の対応や沈砂池を設けて、事業区域外への土砂の流出を防ぐということでした。

採決の結果ですが、運営委員の中には、農地造成について、農地として正しく復元できるのかと心配する意見もあり、反対する委員もありました。

ただし、今回の申請地は、第2種農地ということで、土地の有効活用が図ることができる農地であり、また、地主のうち1名は、現在も家庭菜園として耕作しており、埋め

立て完了後においても、農地としての利用が見込まれることなどから、運営委員会としては、賛成多数により、許可すべきものと決定いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

○13番（石川和利君） 13番石川です。

譲渡人の年齢、経営状況を教えてください。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。

整理番号1の方について、年齢が〇〇歳、同一世帯内のご子息が〇〇歳です。

3反程度の畑で耕作しております。

整理番号2の方について、〇〇歳です。

5反程度の農地を所有しており、従事日数は60日となっております。

○11番（高橋広幸君） 11番高橋です。

農地復元を正しく行っているか確認する方法はあるのでしょうか。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。

正しく作付されているかの確認については、通常の流れでは、農地造成の期間終了後に運営委員会にて現地確認を行います。

現時点では、農地復元誓約書、作付け誓約書が提出されていますので、そちらを確認していただくこととなります。

○11番（高橋広幸君） 11番高橋です。

工事車両の搬入経路について、申請地側の道からではなく、大きな通りからの経路となっていますが、交通上の安全を考えての経路ということによろしいでしょうか。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。

搬入経路についてですが、今回の申請にあたり、事前に自治会に説明を行っております。

住宅地を工事車両が通ることについて、危険であることから、大きな通りからの経路となっております。

○11番（高橋広幸君） 11番高橋です。

今後、工事の際に苦情等があった場合は、農業委員会で対応するというよりかは、埋立関係の部署での対応となるのでしょうか。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。

今回の事業については、埋立事業が主となり、農地は一部となっております。

今後、工事に伴う苦情対応等については、県、市で埋立事業を管轄している廃棄物対策課と連携して行っていきます。

○11番（高橋広幸君） 11番高橋です。

今回のような事業は、周辺住民からの苦情等もあると思いますので、県、市の担当部署と連携して、適切に対応する必要があると思います。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。

連携して適切に対応していきます。

○14番（渡邊美代子君） 14番渡邊です。

現地は1メートル掘り、発生土の盛土を行い、その上に1メートル土砂を埋め立て、復元するということですが、現地の土は農業に適した土なのでしょうか。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。

以前農地造成を行った際に、表面を農地に適した土にしています。

ただ、以前は栗の木が育ちませんでした。

今回の申請者にもその話はしており、何か作れないかということで、果樹を栽培することとなっております。

また、申請地北西側の土地では家庭菜園として土地所有者が耕作をしています。

○14番（渡邊美代子君） 14番渡邊です。

以前の農地造成の際に、栗の木が育たなかったことから、今回1メートルの覆土したところで、果樹が育つかということが疑問です。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。

申請者は、過去の経緯を確認したうえで、誓約書を提出し、今回の申請となっております。

○議長（注連野千佳代君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第3号整理番号1、議案第3号整理番号2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成多数でございます。

よって議案第3号整理番号1、議案第3号整理番号2については、許可相当と決定します。

次に、議案第3号整理番号3について事務局の説明を求めます。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。

議案第3号の整理番号3について、ご説明いたします。

議案4ページをご覧ください。

本件は、市外の法人が、市内在住の個人が所有する農地2筆について、地上権を設定し、太陽光発電施設用地として整備しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は、議案記載のとおりです。

総会資料68ページの位置図をご覧ください。

申請地は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料70ページの土地利用計画図をご覧ください。

土地の利用計画については、対象農地に太陽光発電パネル〇〇〇枚を設置し、外周にはフェンスを設置します。

排水計画については、汚水・雑排水の発生はなく、雨水は場内で自然浸透する計画となっております。造成計画については、整地のみ行います。

所要資金については、自己資金により賄う計画となっております。

総会資料 71 ページから 73 ページに現地の写真を添付しております。

なお、この事業に係る協議関係では、袖ヶ浦市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドラインの規定による事前協議が、市の環境管理課において行われ、既に完了しております。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見、及び現地調査の報告を求めます。

15 番笹生篤委員。

○15 番（笹生篤君） 15 番笹生です。

4 月 23 日、事務局職員と現地を確認いたしました。

申請地は、事務局から説明のあった場所で、一部、農地が残っておりますが、数年前にも、付近の農地が太陽光となった場所です。

今回の申請内容は、地主が、農業や土地の管理に困っているとのことで、有効活用したいということですし、周辺の農地に影響が少ないと考えますので、問題ないと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

○14 番（渡邊美代子君） 14 番渡邊です。

地上権設定となっておりますが、何年でしょうか。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。

設定日から 31 年となっております。

○議長（注連野千佳代君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第3号整理番号3について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第3号整理番号3については、許可相当と決定します。

次に、議案第3号整理番号4について事務局の説明を求めます。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。

議案第3号整理番号4について、ご説明いたします。

議案4ページをご覧ください。

本件は、市内在住の個人が、市内在住の妻の親名義の農地1筆、について、無償の貸し借りである使用貸借を行った上で、専用住宅用地として転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は、議案記載のとおりです。

総会資料74ページの位置図をご覧ください。

申請地は、市街化区域に近接する農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料76ページの土地利用計画図をご覧ください。

平屋建ての戸建住宅1棟を整備する計画となっております。

排水関連については、雨水は、道路側溝へ放流し、汚水・雑排水については、合併浄化槽で処理の上、道路側溝へ放流します。

造成計画については、整地のみで、土砂の搬出入はありません。

資金計画については、金融機関からの借入金で全額賄う計画となっております。

総会資料77ページから78ページに建物平面図及び立面図を、79ページから80ページに現地の写真を添付しております。

事務局からの説明は、以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見、及び現地調査の報告を求めます。

9 番浦野和幸委員。

○9 番（浦野和幸君） 9 番浦野です。

4 月 2 2 日、事務局職員と現地を確認いたしました。

申請地は、事務局から説明のあった場所で、周辺は住宅に囲まれており、一部〇〇〇として農地が残っている場所です。

今回の申請内容は、地主の娘夫婦が、住宅を建築するということで、周辺農地への影響も少ないことから、問題ないと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第 3 号整理番号 4 について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第 3 号整理番号 4 については、許可相当と決定します。

次に、議案第 3 号整理番号 5 について事務局の説明を求めます。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です

議案第 3 号の整理番号 5 について、ご説明いたします。

議案 4 ページをご覧ください。

本件は、市外の法人が、市内在住の個人が所有する農地1筆を売買により取得し、太陽光発電施設用地として整備しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は、議案記載のとおりです。

総会資料81ページの位置図をご覧ください。

申請地は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料83ページの土地利用計画図をご覧ください。

土地の利用計画については、対象農地に太陽光発電パネル〇〇〇枚を設置し、外周にはフェンスを設置します。

排水計画については、汚水・雑排水の発生はなく、雨水は場内で自然浸透する計画となっております。

所要資金については、自己資金により賄う計画となっております。

総会資料84ページに現地写真を添付しております。

なお、この事業に係る協議関係では、袖ヶ浦市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドラインの規定による事前協議が、市の環境管理課において行われ、既に完了しております。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見、及び現地調査の報告を求めます。

2番鈴木昭雄委員。

○2番（鈴木昭雄君） 2番鈴木です。

4月30日、事務局職員と現地を確認いたしました。

申請地は、事務局から説明のあった場所で、一部農地が残っておりますが、ここ数年で、農地が太陽光となった事例が2件ある場所です。

今回の申請内容は、地主が、農地の管理に困っているとのことで、有効活用したいということです。

周辺の農地に影響が少ないと考えますので、問題ないと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第3号整理番号5について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第3号整理番号5については、許可相当と決定します。

◎議案第4号 令和7年度第2次農用地利用集積計画書（案）の承認について

○議長（注連野千佳代君） 次に、議案第4号令和7年度第2次農地利用集積計画書（案）の承認についてを議題とします。

議案第4号について、事務局に説明を求めます。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

議案第4号の令和7年度第2次農用地利用集等促進画書（案）についてご説明いたします。

議案第4号は別冊となっております。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく令和7年度第2次農用地利用集積等促進計画書（案）です。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき承認を得ようとするものです。

計画書（案）の内訳については、5ページ、法人1社となります。

補足としまして、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定は、令和 7 年 3 月末で廃止され、農地中間管理機構を活用した貸借に一本化されております。

令和 7 年 4 月以降は、原則として農地中間管理機構を通じた貸借、または農地法第 3 条に基づく貸借となっております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。
これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。
議案第 4 号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第 4 号については、原案のとおり可決されました。

◎報告事項 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出関係

○議長（注連野千佳代君） 次に日程第 3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

○事務局（尾崎祐統君） 事務局の尾崎です。

袖ヶ浦市農業委員会処務規程第 11 条第 7 号の規定に基づき、局長専決にて処理した案件について報告いたします。

議案 5 ページ、6 ページをご覧ください。

今回報告する案件は、令和7年3月1日から3月31日までに専決処理した案件となります。

協議報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出は5件でございます。

報告は、以上でございます。

◎その他

○議長（注連野千佳代君） その他、委員から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 事務局から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 本日の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、第2回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

◎閉 会

令和7年度5月9日午後3時30分 閉会